平成28年11月秋田市議会定例会追加提出予定案件

明 件 名 説

「条例案」 6件

1 | 秋田市職員給与条例等の一部を改 | ○改正理由 正する件

一般職の職員の給料月額、扶養手当の支 給額および勤勉手当の支給割合を改定する とともに、規定を整備するため、改正しよ うとするもの

○改正要旨

- 1 全給料表を改定し、給料月額を引き上げる。
- 2 平成28年度の勤勉手当の支給割合を次のように改める。

区分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.175月(1.175月)	1.325月(1.325月)	2.50月(2.50月)
勤勉手当	0.775月(0.775月)	0.825月(0.775月)	1.60月(1.55月)
合 計	1.95 月(1.95 月)	2.15 月(2.10 月)	4.10月(4.05月)

注 ()は現行。

扶養手当について、配偶者に係る支給額を引き下げるとともに、子に係る 支給額を引き上げる。

手当の対象者	職務の級	現 行	29年度	30年度	31年度
配偶者	7級以下	13,000円	10,000円	6,500円	6,500円
	8 級	13,000円	10,000円	6,500円	3,500円
子		6,500円	8,000円	10,000円	10,000円
父母等	7級以下	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	8 級	6,500円	6,500円	6,500円	3,500円

平成29年度の勤勉手当の支給割合を次のように改める。

区分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.175月(1.175月)	1.325月(1.325月)	2.50月 (2.50月)
勤勉手当	0.80 月(0.775月)	0.80 月(0.825月)	1.60月(1.60月)
合 計	1.975月(1.95 月)	2.125月(2.15月)	4.10月(4.10月)

注 () は2の改正後。

○施行期日等

施行は、公布の日から。ただし、3およ び4は平成29年4月1日から。

1は平成28年4月1日から、2は同年12 月1日から適用する。

3については平成29年から平成31年まで において段階的に金額を変更する。

その他給与改定に伴う所要の調整を行う。

2 特別職の職員の給与に関する条例 ○改正理由

の一部を改正する件

特別職の職員の期末手当の支給割合を改 |定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 平成28年度

区 分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.50月(1.50月)	1.55月(1.50月)	3.05月(3.00月)

注 ()は現行

(2) 平成29年度以後

区分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.525月(1.50月)	1.525月(1.55月)	3.05月(3.05月)

注 ()は(1)の改正後

○施行期日等

施行は、公布の日から。ただし、(2)は平 成29年4月1日から。

(1)は、平成28年12月1日から適用する。 その他期末手当改定に伴う所要の調整を 行う。

ため、改正しようとするもの

3 | 教育長の給与、勤務時間その他の ○改正理由 勤務条件に関する条例の一部を改 教育長の期末手当の支給割合を改定する

正する件

〇改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 平成28年度

区分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.50月(1.50月)	1.55月(1.50月)	3.05月(3.00月)

注 ()は現行

(2) 平成29年度以後

Ì	区分	6月期	12月期	合 計
	期末手当	1.525月(1.50月)	1.525月(1.55月)	3.05月(3.05月)

注 ()は(1)の改正後

○施行期日等

施行は、公布の日から。ただし、(2)は平 成29年4月1日から。

(1)は、平成28年12月1日から適用する。 その他期末手当改定に伴う所要の調整を 行う。

4 | 秋田市議員報酬、報酬等の額およ | ○改正要旨 部を改正する件

びその支給方法に関する条例の一 市議会議員の期末手当の支給割合を改定 |するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 平成28年度

区分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.475月(1.475月)	1.55月(1.50月)	3.025月(2.975月)

注 ()は現行

(2) 平成29年度以後

`	区	// 分	6月期	12月期	合 計
	期末	手当	1.50月(1.475月)	1.525月(1.55月)	3.025月(3.025月)

注 ()は(1)の改正後

○施行期日等

施行は、公布の日から。ただし、(2)は平 成29年4月1日から。

(1)は、平成28年12月1日から適用する。 その他期末手当改定に伴う所要の調整を 行う。

- 5 | 秋田市職員の育児休業等に関する | ○改正理由 条例の一部を改正する件
 - き平成29年1月1日施行
 - 成28年6月3日公布、一部を除き平成29年4月1日施行

地方公務員の育児休業等に関する法律及 ・地が公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等しび育児休業、介護休業等育児又は家族介護 龍刄は家族ク護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正す」を行う労働者の福祉に関する法律の一部を るは健(平成28年は律第5号):平成28年12月2日公布、一部を除し改正する法律(平成28年法律第95号)の施 行等に伴い、育児休業等の対象となる子の ・児童福祉等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号):平|範囲を改めるとともに、規定を整備するた め、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 育児休業の対象となる特別養子縁組の 監護期間中の子等に準ずる者を、養子縁 組が親等の意に反するため養育里親とな っている職員に委託されている児童とす る。
- 2 再度の育児休業をすることができる場 合に、取消しの事由となった承認に係る 特別養子縁組等が成立しなかった場合を 加える。
- 3 1年以内に再度の育児短時間勤務をす ることができる場合に、取消しの事由と なった承認に係る特別養子縁組等が成立 しなかった場合を加える。
- 4 部分休業を行うことができる時間から、

新たに介護時間の承認を受けて勤務しな い時間を減ずることとする。

- 5 児童福祉法の一部改正(平成28年法律 第63号)の施行に伴い規定を整備する。
- ○施行期日

平成29年1月1日から。ただし、5は同 年4月1日から。

- 6 | 秋田市職員の勤務時間、休暇等に ○改正理由 関する条例の一部を改正する件
 - き平成29年1月1日施行
 - 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号):平 成28年6月3日公布、一部を除き平成29年4月1日施行

地方公務員の育児休業等に関する法律及 ・地が強制の前児休業等に関する法律及び前児休業、介護休業等して育児休業、介護休業等育児又は家族介護 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正す|を行う労働者の福祉に関する法律の一部を る法律(平成28年法律第95号):平成28年12月2日公布、一部を除|改正する法律(平成28年法律第95号)の施 行等に伴い、介護休暇を分割して取得する ことができること等とするとともに、規定 を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨

- 1 深夜勤務をさせてはならない職員に、 特別養子縁組の監護期間中の子および養 子縁組を希望している里親に委託されて いる子を養育している職員を加える。
- 2 時間外勤務をさせてはならない職員に、 要介護者を介護するために介護休暇を請 求した職員を加える。
- 3 介護休暇について、職員の申出により 通算して6箇月以内の期間で、3回以内 に分割して取得することができることと する。
- 4 休暇の種類に、介護休暇とは別に介護 時間を加え、連続する3年以内の間で、 1日につき2時間の範囲内で勤務しない ことができることとする。
- 5 児童福祉法の一部改正(平成28年法律 第63号)に伴い規定を整備する。
- 6 2の請求又は3の申出は、平成29年1 月1日前においても行うことができるこ ととする。
- ○施行期日等

施行は、平成29年1月1日から。ただし、

6は公布の日から、4は同年4月1日から。 3の申出に係る期間に関する経過措置を 規定する。

	「予算案」 3件	
7	平成28年度秋田市一般会計補正予 算(第5号)の件	○資料別紙
8	平成28年度秋田市土地区画整理会 計補正予算(第3号)の件	
9	平成28年度秋田市下水道事業会計 補正予算(第2号)の件	